

1 交通ルール

道路は、多くの人や車が通行します。安全、円滑に通行できるように交通規則を守り、交通マナーを実践することは社会人としての義務です。

1 - 1 歩くときに心がけるべきこと

(1) 通行するところ

人は右、車は左の対面通行が基本

- ・ 道路の右端を通行します。
- ・ 歩道や路側帯があるときは、そこを通ります。

(2) 横断の方法

安全な場所を横断

- ・ 信号機のある場所や横断歩道、横断歩道橋、横断用地下道が近くにあるところでは、そこを横断します。
- ・ 「歩行者横断禁止」の標識があるところは、絶対に横断してはいけません。



「歩行者横断禁止」標識

信号機の意味

- ・ 青色の灯火：進めます。
- ・ 黄色の灯火・青色の灯火の点滅
横断を始めてはいけません。横断中なら速やかに横断するか、横断をやめて引き返します。
- ・ 赤色の灯火：横断してはいけません。
- ・ 押しボタン式信号機の場合
ボタンを押して、青信号に変わったのを見てから横断します。

信号機のない場所を横断するとき

- ・ 右・左がよく見渡せるところで、横断します。
- ・ 渡る前に一度立ち止まり、右・左をよく見て車が来ていないか確かめます。車が近づいてくるときには、車が通り過ぎるまで待ちます。
- ・ 横断中も車が来ないか確かめながら、まっすぐ進みます。斜めに横断してはいけません。

踏切の通り方

- ・ 踏切の手前で必ず立ち止まり、右・左の安全を確かめます。
- ・ 警報機が鳴っているときや遮断機が下り始めてからは、絶対に踏切に入ってはいけません。

(3) 夜間に道路を歩くとき

明るい色の服装と反射材の着用

夜間に道路を歩くときは、白や黄色の明るい色の服装にするとともに、反射材用品やLEDライトを体や持ち物につけ、車からよく見えるようにしましょう

1 - 2 自転車に乗るときに心がけるべきこと

(1) 自転車の通行ルール「自転車安全利用五則」の遵守

第1則：自転車は車道が原則、歩道は例外

- ・ 自転車は車両であり、原則として車道を通行します。
- ・ 自転車道があるところでは、自転車道を通行します。
- ・ 歩道通行可を示す標識などがある歩道は、自転車で通行することができます。
- ・ 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、体の不自由な人は、歩道を自転車で通行することができます。



歩道通行可を示す標識

著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、やむを得ないと認められるときは、例外として歩道を通行することができます。

第2則：自転車は左側を通行

- ・ 道路の路側帯を通行することができますが、歩行者の通行を妨げてはいけません。

第3則：歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ・ 歩道を通行するときは、車道寄りをすぐに停止できる速度で徐行して進行しなければなりません。
- ・ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止しなければなりません。

第4則：安全ルールを守る

- ・ 飲酒運転は禁止
- ・ 二人乗りは禁止
- ・ 並進は禁止
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

第5則：子供はヘルメットを着用

子供の保護者は、13歳未満の子供が自転車を運転するときや、6歳未満の幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

その他のルール

- ・ 運転中に傘をさしたり、スマートフォンの通話・操作はやめましょう。
- ・ 対人損害保険等の自転車事故の損害補償のため、保険へ加入しましょう

(2) 交差点の通り方

右折するとき

- ・ 信号機があるとき

青信号で、交差点の左側に沿って向こう側の角まで直進し、止まって向きを変えます。対面する信号が青色になってから、前後左右の安全を確認して直進します。

- ・ 信号機がないとき

後ろの安全を確かめ、道路の左端に沿って向こう側まで直進し、安全を確かめて右に曲がり直進します。

左折するとき

左折した先の道路を横断中の歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

一時停止標識がある場所など

「一時停止」標識があるところでは、必ず一時停止をして、右・左の安全を確かめて進行します。見通しの悪い交差点を通行したり、広い通りを横断するときも、一時停止をして安全を確かめましょう。

自転車横断帯がある場所

交差点やその近くに自転車横断帯がある場合は、そこを通行します。



「一時停止」標識



「自転車横断帯」標示

1 - 3 自動車を運転するとき

- ・ 自動車を運転するには、運転免許を受けなくてはなりません。
また、違反行為や交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、運転免許証を提示してください。
- ・ 道路の左側を通行してください。
- ・ 歩行者や自転車のそばを通るときは、安全な間隔を開けたり、徐行しなければなりません。
- ・ お酒を飲んだら、絶対に自動車を運転してはいけません。
また、お酒を飲んだ人に自動車を貸すこと、自動車を運転する人にお酒を勧めること、お酒を飲んだ人に運転を頼むこともしてはいけません。
- ・ 自動車を運転するときは、シートベルトを着用しなければなりません。また、同乗者もシートベルトを着用してください。
- ・ 6歳未満の子供は、チャイルドシートを使用しなければなりません。
- ・ 自動車を運転するときは、携帯電話・スマートフォンでの通話・操作はしないでください。

2 運転免許

日本で自動車（バイクを含む）や原動機付自転車を運転する方法は次の3つです。

- ・ 日本の運転免許の取得
- ・ 国際運転免許証による運転
- ・ 外国の運転免許証に日本語の翻訳文を添付した運転モペットなど、原動機付自転車も、運転免許が必要です。

2 - 1 日本の運転免許の取得

日本の運転免許を取得する方法は、

- ・ 外国の運転免許から日本の運転免許への切替え
- ・ 通常の運転免許試験による取得

の2つがあります。

(1) 外国の運転免許から日本の運転免許への切替

外国の運転免許を持っている方は、その免許で運転することができる自動車などの日本の免許を、運転免許試験の一部免除により取得することができる場合があります。

運転についての必要な知識、運転に関する技能等を確認し、運転することに支障がないと認められた場合には、免許試験の一部（学科試験、技能試験）が免除されます。ただし、外国の免許を受けてから、その国に3か月以上滞在していたことが条件になりますので、出入国の証印があるパスポートなど滞在期間を証明する資料が必要となります。

申請に必要な書類などは、都道府県警察により異なる場合がありますので、詳しいことは、申請する都道府県警察の運転免許センターなどにお問合せください。

なお、国際運転免許証から日本の運転免許証への切替えはできません。

(2) 通常の運転免許試験により日本の運転免許を取得する方法

運転免許試験場などで技能試験、学科試験、適性試験を受けて合格する必要があります。

ただし、自動車学校（指定自動車教習所）で勉強をして、卒業すると、技能試験が免除されます。直接、運転免許試験場に行って技能試験と学科試験を受けて運転免許を取得することもできますが、教習所に通ってから運転免許を取得するのが一般的です。

2 - 2 国際運転免許証による運転

日本に上陸後最長1年間、ジュネーブ条約（1949年9月19日に署名された道路交通に関する条約）に定められた様式に合致した国際運転免許証を所持することで運転できます（ジュネーブ条約締約国などについては、次のワンポイントを参照してください。）。この場合、国際運転免許証を使って日本で自動車などを運転できるのは、日本に上陸してから1年間又は所持する国際運転免許証の有効期間（発給の日から1年間）のどちらか短い期間となります。住民基本台帳に登録されている外国人の方については、次のワンポイントを参照してください。



ジュネーブ条約締約国等一覧

平成31年3月1日現在

ジュネーブ条約締約国	アイスランド	コートジボワール	ドミニカ共和国	ベルギー
	アイルランド	コンゴ	トリニダード・トバゴ	ボツワナ
	アメリカ合衆国	コンゴ民主共和国	トルコ	ポーランド
	アラブ首長国連邦	サンマリノ	ナイジェリア	ポルトガル
	アルジェリア	シエラレオネ	ナミビア	マダガスカル
	アルゼンチン	ジャマイカ	ニジェール	マラウイ
	アルバニア	ジョージア	日本	マリ
	イスラエル	シリア	ニュージーランド	マルタ
	イタリア	シンガポール	ノルウェー	マレーシア
	インド	ジンバブエ	ハイチ	南アフリカ
	ウガンダ	スウェーデン	パチカン	モナコ
	英国	スペイン	パプアニューギニア	モロッコ
	エクアドル	スリランカ	パラグアイ	モンテネグロ
	エジプト	スロバキア	バルバドス	ヨルダン
	オーストラリア	スロベニア	ハンガリー	ラオス人民共和国
	オーストリア	セネガル	バングラデシュ	リトアニア
	オランダ	セルビア	フィジー	ルクセンブルク
	ガーナ	タイ	フィリピン	ルーマニア
	カナダ	大韓民国	フィンランド	ルワンダ
	カンボジア	チェコ共和国	フランス	レソト
	キプロス	中央アフリカ共和国	ブルガリア	レバノン
	キューバ	チュニジア	ブルキナファソ	ロシア連邦
	ギリシャ	チリ	ベナン	
	キルギス	デンマーク	ベネズエラ	
	グアテマラ	トーゴ	ベルー	
	特別行政区等	香港	マカオ	フランスの海外領土 (フランス領ポリネシア等)
キュラソー島		シント・マルテン	ケイマン諸島	マン島
ガーンジー		ジャージー	ジブラルタル	アメリカ合衆国の海外領土 (グアム、プエルトリコ等)
締約国等であっても、ジュネーブ条約の様式に合致した国際運転免許証を発給していない国等がありますのでご注意ください。				



住民基本台帳に登録されている外国人の方は、
日本から出国し、外国で3か月以上滞在し、日本に再入国した場合
再入国により上陸した日から1年間又は所持する国際運転免許証の有効期間
(発給の日から1年間)のいずれか短い期間、運転することができます。
日本から出国し、外国での滞在が3か月未満で日本に再入国した場合
再入国により上陸した日は、1年間の起算日には当たりません。したがって、
最初に上陸した日から1年間又は所持する国際運転免許証の有効期間(発給の日
から1年間)のいずれか短い期間、運転することができます。

2 - 3 外国の運転免許証に日本語の翻訳文を添付した運転

エストニア、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の運転免許証を所持する方は、当該運転免許証に日本語の翻訳文()を添付することにより当該運転免許証で運転することができることとされている自動車を日本で運転することができます。

運転できる期間は、日本に上陸した日から1年間、または外国の運転免許証の有効期間の末日のいずれか早い日までです。ただし、住民基本台帳に記録されている方が日本から出国し、外国での滞在が3か月未満のときの運転することができる期間は、「国際運転免許証」の項のワンポイントに記載した期間となります。

日本語の翻訳文を作成する者として認められるのは、次のとおりです。

- ・ 運転免許証の発給機関、その国の在日大使館・領事館等
- ・ 日本の国家公安委員会が認めた外国などの法人・その他の者(台湾の運転免許証に関しては、台湾日本関係協会)
- ・ 日本の国家公安委員会が運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成できると認めた法人(一般社団法人日本自動車連盟(JAF))

2 - 4 日本の運転免許証の更新など

(1) 運転免許証の更新

運転免許証には有効期間があります。運転免許証の更新が必要な方には、運転免許証に記載の住所に更新手続きに必要な事項が書いてあるはがきが届きます。このはがきに書いてある期間内に運転免許証の更新手続きをしてください。更新を受けず、免許が失効した方は運転をすることができません。

(2) 運転免許証の住所などの変更

運転免許証に書かれている氏名、住所などに変更があった場合は、最寄りの警察署などで変更手続きを行ってください。必要な書類など、詳しいことは最寄りの警察署などにお問合せください。

2 - 5 運転免許の点数制度

交通違反や交通事故を起こした場合、一定の点数が付き、その過去3年間の合計点数に応じて免許の停止や取消しなどの処分を受けることがあります。

3 自動車の保有

3 - 1 自動車の登録

登録を受けていない自動車は、公道を走ることができません。

自動車を使用する際は、登録をする必要があります。

登録を受けている自動車の所有者の氏名、住所などに変更があった場合は、変更登録が必要になります。

自動車の売買などにより名義を変更する場合は、移転登録の手続が必要になります。

登録を受けている自動車の解体をした場合、または自動車を輸出する場合は、抹消登録の手続が必要になります。

いずれの手続も、運輸支局などで行いますので、詳しいことは、お近くの運輸支局などにお問合せください。

3 - 2 車庫証明

自動車を保有するに当たっては、自動車の保有者は自動車の保管場所を確保する必要があります。

そのため、自動車を購入したときや、引越などで住所を変更した場合などに、自動車の登録をする手続の際に保管場所として確保した場所の位置を管轄する警察署長から、自動車の保管場所証明書（車庫証明書）の交付を受ける必要があります。

軽自動車については、保管場所の位置を管轄する警察署長への届出の必要があります。

なお、こうした手続が必要となるのは、軽自動車は特別区（東京都の23区のことをいう。以下同じ。）、一部の市です。それ以外の自動車は特別区、市、町、一部の村です。

詳しい車庫証明書の交付手続は、保管場所（駐車場）の位置を管轄する警察署にお問合せください。

3 - 3 自動車の検査

自動車を検査し登録することにより、自動車の安全確保・公害の防止が図られるとともに、個々の自動車の識別が可能となり、所有や使用の実態が制度的に把握することができます。

そこで、個々の自動車が安全や環境の基準に適しているかどうかを、国が一定期間ごとにチェックするのが自動車の検査（車検）です。この検査に合格し、有効な自動車検査証（車検証）の交付を受けないと、自動車を運行させることはできません。

この検査は、整備工場に点検整備とともに検査手続を依頼する方法と、ユーザー自身が検査手続を行う方法があります。

詳しい手続や費用などについては、お近くの運輸支局などにお問合せください。

3 - 4 自動車の保険

（1）自賠責保険（共済）

自賠責保険（共済）は、交通事故による被害者を救済するため、加害者が負うべき経済的負担を補てんすることで、基本的な対人賠償を確保することを目的としており、原動機付自転車（原付）を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

自賠責保険（共済）に加入していない場合は、自動車などを運転することはできず、運転した場合は違法となり、もし、人身事故を起こした場合は多額の損害賠償金を自分で払わなければなりません。

自賠責保険（共済）は、保険会社（組合）の支店などをはじめ、クルマやバイクの販売店などで取り扱っています。

また、原付や軽二輪については、郵便局（一部取扱いのない局もあります）でも手続ができるほか、一部の保険会社（組合）では、インターネットやコンビニエンスストアでも手続ができます。

（2）任意保険（共済）

自賠責保険（共済）は、自動車などの運行で人を死傷させた場合の事故による損害について支払われる保険で、物損事故は対象になりません。

また、被害者1人ごとの支払限度額が定められています。そこで、自賠責保険（共済）の対象とならない物損事故（他人の物を壊すなどの事故）、車両損害（自動車を盗まれるなどの事故）、事故の賠償額が自賠責保険（共済）の支払限度額を超える人への損害などに対して支払われる任意保険（共済）があります。

任意保険（共済）は、民間の保険会社（組合）などで加入しますが、補償範囲・補償額、加入金額など様々です。

4 交通事故が発生した場合の対応

車両の運転の停止

直ちに車両の運転をやめてください。

他の交通の妨げにならないように、車両を路肩や空き地などの安全な場所に移動させます。

救急・警察への通報

負傷者がいる場合は、救急車（電話番号：119番）を呼びます。救急車が来るまでは、負傷者を不必要に動かさず、オペレーターの指示に従い、止血などできる範囲の救護措置をしてください。

負傷者がいるかいないかにかかわらず、警察（電話番号：110番）に通報する必要があります。警察官が来るまで、事故現場から立ち去ってはいけません。

警察官が到着したら、事故の状況を報告し、現場の確認をしてもらいます。

医師の診断

事故発生時には、けがをしていない、軽傷などと思っけていても、後に重いけがであったことがわかる場合があります。速やかに医師の診断を受けておくのがよいでしょう。

交通事故証明書の交付

交通事故に遭ったことを公に証明する文書として、自動車安全運転センターが発行する「交通事故証明書」があります。

交通事故直後には必要でなくても、後々、様々な支援を受けるための手続きに必要なことがあるので、この証明書を取得しておくのがよいでしょう。

なお、警察に届出をしていない事故については、証明書が交付されないため、事故の発生を必ず警察に届けてください。